

## 恵庭市公害防止条例に基づくボイラーの届出要件の変更（案）について

令和4年10月1日施行の大気汚染防止法施行令の改正により、ばい煙発生施設であるボイラーの規制要件が『電熱面積と燃焼能力による規制』から『燃焼能力のみによる規制』へ変更された。現在、恵庭市では、規制要件を『電熱面積のみによる規制』としているが、法に準拠し、『燃焼能力のみによる規制』へ変更するため、必要となる恵庭市公害防止条例施行規則の改正を行う。

### 1 大気汚染防止法施行令改正の経緯

(1) 「再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフォース」における事業者要望

2050年カーボンニュートラル社会の実現に向けた再生可能エネルギーの最大限導入向け「再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフォース」により、障壁となる規制等の総点検が行われた。その中で、バイオマス燃料ボイラーは他の燃料ボイラーと同出力であっても、電熱面積要件下では規制対象となりやすく、公平性を欠くなどの理由から、燃焼能力のみでの規制にすべき旨の要望がなされた。

(2) 「ばい煙発生施設影響評価検討会」（環境省）による報告

これを受け、「ばい煙発生施設影響評価検討会」（環境省）による検討の結果、「電熱面積の要件については無くすることが適当である」旨の報告がされたことから、大気汚染防止法施行令の改正が行われた。

### 2 大気汚染防止法施行令の改正の概要

旧	新
伝熱面積が10㎡以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50ℓ以上であること。	燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50ℓ以上であること

### 3 恵庭市公害防止条例施行規則の改正の概要

旧	新
伝熱面積が5平方メートル以上10平方メートル未満であること。	燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり25リットル以上50リットル未満のものに限る。

### 4 恵庭市公害防止条例施行規則改正後の届出要件イメージ

燃焼能力	対象となる届出
重油換算25ℓ/h未満	届出不要
重油換算25ℓ/h以上50ℓ/h未満	市条例
重油換算50ℓ/h以上	大気汚染防止法

### 5 改正後の対応

(1) 市条例の対象から外れる施設への対応

現在、市条例の規制対象である94基のうち、規制対象ではなくなる38基について、管理者へ通知を发出

(2) あらたに市条例の規制対象となる施設への対応

市HP等を通じ、届出について周知

### 6 改正および改正後の対応スケジュール

令和5年3月中旬 市公式HPでの周知

令和5年4月1日 恵庭市公害防止条例施行規則改正予定。通知文書発送およびHP掲載